

## 投資情報

特定の外国人の短期出張者に対し Z ビザの取得を義務付けるなど、  
新たな手続きを要求

### ～人社部発[2014]78号の公布～

外国人に対する出入国管理は、2013年9月1日から改正施行された「中華人民共和国外国人出入国管理条例」(以下“国务院令第637号”と表記)により、短期商用ビザや駐在員の帯同家族に必要な滞在ビザの種別が変更されるなど査証種別の細分化が行われると同時に、外国人の不法入国、不法滞在、不法就労の防止を目的とした居住者に対する管理強化も図られています。

今般、外国人に対する出入国管理に関する新たな規定が定められました。人力資源社会保障部、外交部等により共同で定められた「外国人が入国して短期業務を遂行することの関連手続き手順(試行)」(以下“人社部発[2014]78号”と表記)が公布され、2015年1月1日から施行されます。人社部発[2014]78号は、国务院令第637号とは異なり、出張者などの短期滞在者を対象とした管理の強化を実施しています。人社部発[2014]78号では、短期滞在者が従事する業務を期間の長短ではなく業務内容により“短期業務”と“短期業務に該当しないが人社部発[2014]78号の適用を受けるもの(以下“非短期業務”と表記)”に分類し、それ以外の業務は「外国人出入国管理条例」の適用を受けます。このうち、“短期業務”に該当する場合には90日以内の滞在であっても、行政主管部門から短期業務証明書を取得すると共に、就業ビザ(Zビザ)、居留証の取得を義務づけました。

また、現地法人や駐在員事務所への短期出張或いは設備機器の据付けや指導など、人社部発[2014]78号で定める“非短期業務”に該当する場合においても、従来であればMビザにより出張していた短期滞在者に対し、滞在日数が90日を超えれば、中国での就業ビザ及び居留者等の取得を要求しています。

このように、人社部発[2014]78号の要件が適用されれば、中国への出張者に対して要求される手続きが大幅に変更されると共に、特定の外国人の短期出張者に対しては就業ビザの取得が義務付けられます。従いまして、補充通達の公布や実務運用の確認など、今後の動向に注視が必要です。

詳細は以下の通りです。

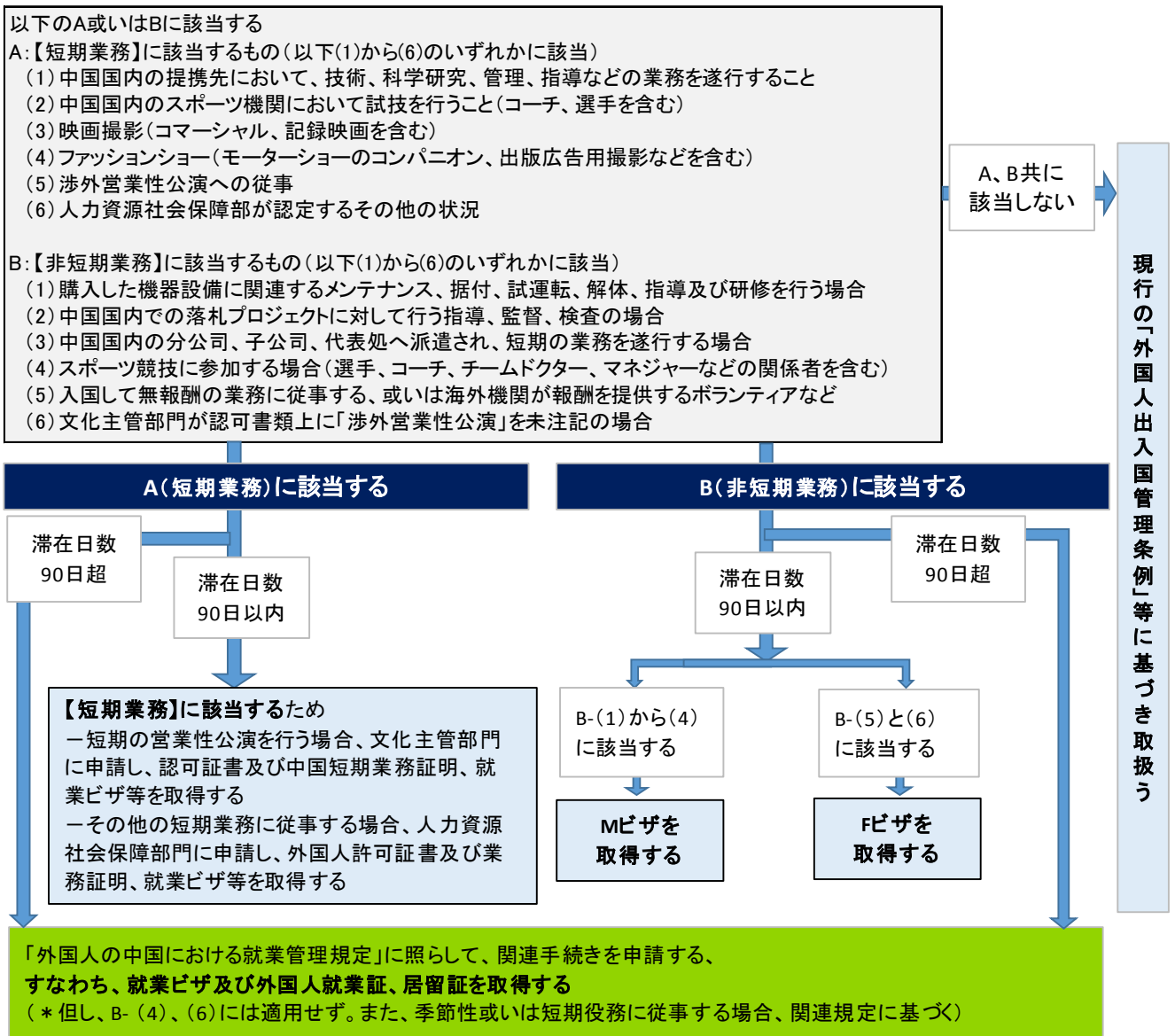
## 1. 人社部発[2014]78号の概要

### (1) 短期滞在者に要求される各種手続きの判別方法

人社部発[2014]78号では、短期滞在者を業務内容により“短期業務”、“非短期業務”に分類し、更にその滞在日数により、それぞれに要求される手続きを定めています。

これらの“短期業務”、“非短期業務”及びそれ以外の業務に関し、整理したものが以下のフローとなります。

#### 【人社部発[2014]78号に基づく、入国関連手続きフローチャート】



(\*【「外国人出入国管理条例」に基づく現行のビザ種別】は下頁を参照のこと)

(2) 短期業務(上記【人社部発[2014]78号に基づく、入国関連手続きフローチャート】の図表 A)に該当する場合の各種手続き

短期業務に従事する短期滞在者の例としては、営業性の公演など文化事業に従事するケースが大半ですが、中国国内の提携先において、技術、科学研究、管理、指導などの業務を遂行する出張者も、これに該当します。

人社部発[2014]78号では、中国での滞在日数が90日以内であれば、営業性公演に従事する場合には文化主管部門宛、その他短期業務に従事する場合には人力資源社会保障部門宛と、滞在事由によって各行政部門に申請し、許可証書及び業務証明を取得します。その後、招聘機関による招聘状或いは招聘確認状を受領後、中国の在外大使館、領事館など在外ビザ発給機関に対する申請を経て就業ビザを取得します。滞在日数が30日以内であれば居留証の取得は要求されませんが、滞在期間が30日を超える場合には、更に入国後に公安部門において居留証の発行を受けなければなりません。

また、中国での滞在日数が90日を超える場合には、「外国人の中国における就業管理規定」に照らして関連手続きを行う旨が定められているため、このケースでも、就業ビザ及び外国人就業証、居留証を取得しなければなりません。

なお、日本国籍を有する場合には、通常、日中間で締結された免除協定により中国での滞在日数が15日以内であれば、滞在理由の如何を問わずノービザでの入国が可能です。しかし、短期滞在者が当該業務に従事する目的で入国する場合、人社部発[2014]78号では免除協定の締結国の人員であっても入国前に就業ビザの取得を求めていますので、注意が必要です。

(3) 非短期業務(前頁【人社部発[2014]78号に基づく、入国関連手続きフローチャート】の図表 B)に該当する場合の各種手続き

非短期業務(図表 B)に該当する場合にも、留意が必要です。非短期業務には“購入した機器設備に関連するメンテナンス、据付、試運転、解体、指導及び研修を行う場合”や“中国国内の支店、子会社、駐在員事務所へ派遣されて短期に業務を遂行する場合”などが含まれますが、この非短期業務のうち、図表 B の(1)、(2)、(3)、(5)のいずれかに該当し、且つ1回の滞在日数が90日を超える場合には「外国人の中国における就業管理規定」に基づき取扱うとされているため、就業ビザ及び外国人就業証、居留証の取得が必要となります。従いまして、日本本社の勤務者であり且つ日本の居住者でありながら、現地法人等から発行される就業ビザに基づき、中国での業務を遂行し、中国の居留証を有して滞在することになりますので、注意が必要です。

## 2. 留意事項

現時点において、人力資源社会保障部からの補充通達が未公布のため、短期業務或いは90日を超えて非短期業務に従事する就業ビザ取得者に対して、日本本社など外国企業の出張者として取り扱うのか、

現地法人など中国企業の雇用者として取り扱うのかは不明です。すなわち、通常、就業ビザの取得は中国企業での勤務を前提としているため、従来からの規定に基づけば、短期出張者にもかかわらず、中国法人との労働契約書の締結が必要とも考えられます。

また、人社部発[2014]78号の制定部門には国家税務総局は含まれておらず、就業ビザの取得が要求される出張者に対して、同局がどのように運用するのも不明の状態です。

従いまして、短期業務に該当する場合には、補充通達の公布や実務運用の確認など、今後の動向に注視すると共に、慎重な対応が求められます。

一方、非短期業務に該当する場合、人社部発[2014]78号では1回の滞在期間が90日以内であれば、Mビザ或いはFビザの取得を要求しており、この場合には、これまでと同様の手続きとなります。このため、1回の出張で90日超の滞在が許容されているMビザの保有者は、施行状況が明確になるまでは滞在日数に留意するなどの実務的な対応が必要となります。

#### 【「外国人出入国管理条例」に基づく現行のビザ種別】

ビザの種類	入国目的
C(乗務)ビザ	国際列車乗務、国際航空機、国際航行船舶等の乗務(を行う乗務員、船員及び船員家族等)
D(定居)ビザ	中国永住
F(訪問)ビザ	交流、訪問、視察等
G(過境)ビザ	トランジット
J1(記者)ビザ	中国内の常設・海外メディア機構おける常駐(の海外メディア記者)
J2(記者)ビザ	短期の取材(のため来訪する外国人記者)
Lビザ(旅遊)ビザ	観光査証、団体の形式での入国(所謂、観光ビザに該当)
M(貿易)ビザ	商業、貿易活動
Q1(探親)ビザ	外国人の家族構成員及び被扶養等の理由による中国国内での居留等
Q2(探親)ビザ	中国国内に居住する中国公民や永住資格を有する外国人の訪問目的による短期入国
Rビザ(人材)ビザ	ハイレベルの外国人人材及び不足かつ必要のある専門的人材の入国及び就業
S1(私事)ビザ	仕事、学習等の理由で中国内に居留している外国人の配偶者、父母、満18歳未満の子女、配偶者の父母が長期の親族訪問等
S2(私事)ビザ	仕事、学習等の理由で中国内に停留・居留している外国人の家族構成員による短期の親族訪問等
X1(学習)ビザ	中国内における長期留学(所謂、長期就学ビザに該当)
X2(学習)ビザ	中国内における短期留学(所謂、短期就学ビザに該当)
Z(工作)ビザ	中国国内での就労(所謂、就労ビザに該当)

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,800 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited